

**清水庁舎整備等事業
入札説明書等の修正について**

令和 2 年 4 月 17 日
静岡市

令和 2 年 3 月 31 日付で公表しました清水庁舎整備等事業入札説明書等について、本日付で公表しました清水庁舎整備等事業入札説明書等において、次のとおり修正しています。

要求水準書

No	頁	箇所	変更前（下線部は変更部分）	変更後（下線部は変更部分）
1		目次	(追記)	【資料 2 5 電話交換業務等勤務体制】
2	9	第 1・5 (7)	なお、道路上空通路の完成後の維持管理は庁舎事業者が実施するものとし、当該部分の維持管理業務は 2 (8) ア (イ) の業務範囲に含む。	なお、道路上空通路の完成後の維持管理は庁舎事業者が実施するものとし、当該部分の維持管理業務は 第 1・2 (8) ア (イ) の業務範囲に含む。
3	28	第 2・3 (5) イ (イ)	・壁面緑化及び屋上緑化の考え方については (7) <u>ア</u> による。	・壁面緑化及び屋上緑化の考え方については (7) <u>イ</u> による。
4	39	第 2・3 (5) イ (ク)	・自動ドア脇には、非常用の手動扉を併設する。	・自動ドア脇には、非常用の手動扉を併設する。 <u>ただし、非常時に自動ドアが火災報知設備（煙・熱感知器）や地震オープナーから非常信号を受けて、直ちにドアを自動開放する非常時開放システム（パニックオープンシステム）等を備えることで、非常用の手動扉を併設しないことを可とする。</u>
5	74	第 3・8 (4)	(追記)	・業務時間のうち 2 時間は、1 人配置を可とする。勤務形態や従事者の休憩等は事業者提案とするが、詳細については、市と協議の上決定する。参考として現清水庁舎の勤務形態や実績等を 【資料 25 電話交換業務等勤務体制】 に示す。
6	75	第 4・2 (4)	・経験知識が豊富で業務の遂行に適した者を常時 1 人配置する。 <u>ただし、10 時 00 分から 15 時 00 分前は 2 人以上を配置</u>	・経験知識が豊富で業務の遂行に適した者を常時 1 人配置する。10 時から 15 時までは 2 人以上を配置するものとし、 <u>う</u>

No	頁	箇所	変更前（下線部は変更部分）	変更後（下線部は変更部分）
			<p>するものとする。<u>ただし、それに代わるものとして受付対応の人工知能搭載型ロボットの導入を行う場合は市との協議により配置を決定できる。</u></p>	<p><u>ち2時間は1人の配置を可とする。勤務形態や従事者の休憩等は事業者提案とするが、詳細については、市と協議の上決定する。参考として現清水庁舎の勤務形態等を【資料25 電話交換業務等勤務体制】に示す。</u></p> <p>・<u>2人目の配置に代わるものとして受付対応の人工知能搭載型ロボット等の導入を行う場合は市との協議により配置を決定できる。</u></p>

要求水準書資料

No	資料番号	変更前（下線部は変更部分）	変更後（下線部は変更部分）
7	資料22	No.2（道路上空通路建設工事） 工事期間 令和3年3月頃から <u>供用開始</u> まで	No.2（道路上空通路建設工事） 工事期間 令和3年3月頃から <u>令和4年3月頃</u> まで
8	資料25		<u>資料25</u> <u>（新規資料として追加した）</u>

落札者決定基準

No	頁	箇所	変更前（下線部は変更部分）	変更後（下線部は変更部分）
9	9	5（2）エ 表6（6）	・施設的设计・建設期間を短縮し、余裕をもって <u>令和5年1月4日</u> に供用開始する具体的な取組が提案されているか。	・施設的设计・建設期間を短縮し、余裕をもって <u>令和5年5月8日</u> に供用開始する具体的な取組が提案されているか。

基本協定書(案)

No	頁	箇所	変更前（下線部は変更部分）	変更後（下線部は変更部分）
10	4	第6条第6項, 第7項	<p>6 <u>乙は、丙をして、甲との間で、</u>本件事業契約が効力を生じた後速やかに駐車場事業用地定期借地権設定契約の仮契約を、丙による駐車場事業の設計業務の着手までに駐車場事業用地定期借地権設定契約の本契約を締結させるものとする。</p> <p>7 <u>乙は、乙又は丙の責めに帰すべき事由により、</u>甲と丙との間で前項の契約が本契約締結に至らない場合又は前項の契約が本件事業契約の契約期間中に終了した場合、駐車場事業用地定期借地権設定契約の他、要求水準書、民間事業者提案及び入札説明書等に規定する諸条件を承諾し、甲が承諾する代替事業者を選定して、甲との間で前項の契約を締結させなければならない。かかる継承の期限は、前項の契約締結に至らない場合にあつては、本件事業契約から12ヶ月とし、前項の契約が本件事業契約の契約期間中に終了した場合にあつては、甲が合理的裁量により決定した中途終了の日から12ヶ月とする。</p>	<p>6 <u>乙と丙は協力し、甲と乙の間に、</u>本件事業契約が効力を生じた後速やかに駐車場事業用地定期借地権設定契約の仮契約を、丙による駐車場事業の設計業務の着手までに駐車場事業用地定期借地権設定契約の本契約を締結させるものとする。</p> <p>7 <u>乙及び丙は、乙又は丙の責めに帰すべき事由により、</u>甲と丙との間で前項の契約が本契約締結に至らない場合又は前項の契約が本件事業契約の契約期間中に終了した場合、駐車場事業用地定期借地権設定契約の他、要求水準書、民間事業者提案及び入札説明書等に規定する諸条件を承諾し、甲が承諾する代替事業者を選定して、甲との間で前項の契約を締結させなければならない。かかる継承の期限は、前項の契約締結に至らない場合にあつては、本件事業契約から12ヶ月とし、前項の契約が本件事業契約の契約期間中に終了した場合にあつては、甲が合理的裁量により決定した中途終了の日から12ヶ月とする。</p>